

千代田区国土強靭化地域計画 (素案)

令和5年〇月
千代田区

【目次】

はじめに

| | |
|----------------------------|----|
| 1 計画の目的 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 2 |
| 3 基本目標と推進目標について | 3 |
| 4 目標の実現に向けて | 4 |
| 第1章 地域特性（千代田区の概況） | |
| 1 地勢 | 5 |
| 2 人口 | 5 |
| 3 社会基盤・交通 | 5 |
| 第2章 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態) | |
| 第3章 脆弱性の評価 | |
| 第4章 強靭化に向けた取組 | |
| | 22 |

はじめに

1 計画の目的

東日本大震災で未曾有の大災害を経験した我が国は、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下、「基本法」という。) を制定し、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する国土強靭化に向けた取り組みを進めている。

基本法では、区市町村は国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として、国土強靭化地域計画（以下、「地域計画」という。）を定めることができると規定している。

千代田区はこれまで「地域防災計画」に基づき、防災・減災に取り組んできた。「地域防災計画」は、自然災害から住民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、地震や風水害などのリスクを特定し、予防・応急復旧・復興の各段階に応じて各機関が行う対応をまとめた災害対応の要となる計画である。

一方、「地域計画」は、国が定める国土強靭化の考え方に基づき、地域をさらに強靭な都市とすべく、想定される自然災害全般を対象に、発災前（平常時含む）の備えを中心としたハードとソフトの取り組みを幅広く位置付けた、強靭な都市づくりの方向性を示す計画である。

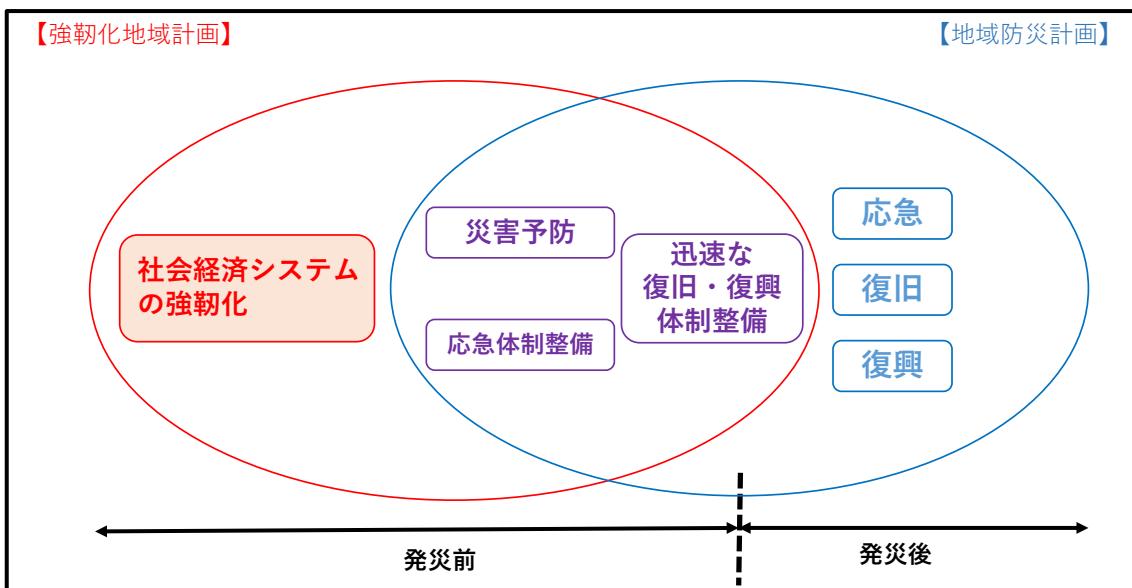
千代田区では、平時からの事前対策に重点を置き、各分野の施策を総合的に推進していくための指針として、「地域計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、自然災害等が発生した際のリスクを明らかにし、最悪の事態に陥らないための取り組みを強靭化の観点から整理したもので、基本法第13条に定める「地域計画」として位置付ける。

また、「千代田区地域防災計画」と相互に連携することにより、防災対策の一層の推進を図るものとする。

| | 千代田区国土強靭化地域計画 | 千代田区地域防災計画 |
|----------|---|---|
| 特徴 | 強靭な都市とするための、平時からの取り組みを幅広く位置付けた、都市づくりの方向性を示す計画 | 発災前における災害予防から、発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取り組みなどの対処策をとりまとめた災害対応の要となる計画 |
| 対象となるリスク | 自然災害全般 | 震災、風水害、大規模事故、噴火等の各種災害 |
| 作成主体 | 千代田区 | 千代田区防災会議 |
| 根拠法 | 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法 | 災害対策基本法 |



3 基本目標と推進目標について

国や都の国土強靭化基本計画等と調和を図ったうえで、地域の強靭化を推進するための「基本目標」と、より具体化した「推進目標」を以下のとおり設定する。

| | | |
|------|---|----------------|
| 基本目標 | 1 | 人命の保護が最大限図られる |
| | 2 | 国家・社会の機能維持 |
| | 3 | 財産・公共施設の被害の最小化 |
| | 4 | 迅速な復旧復興 |

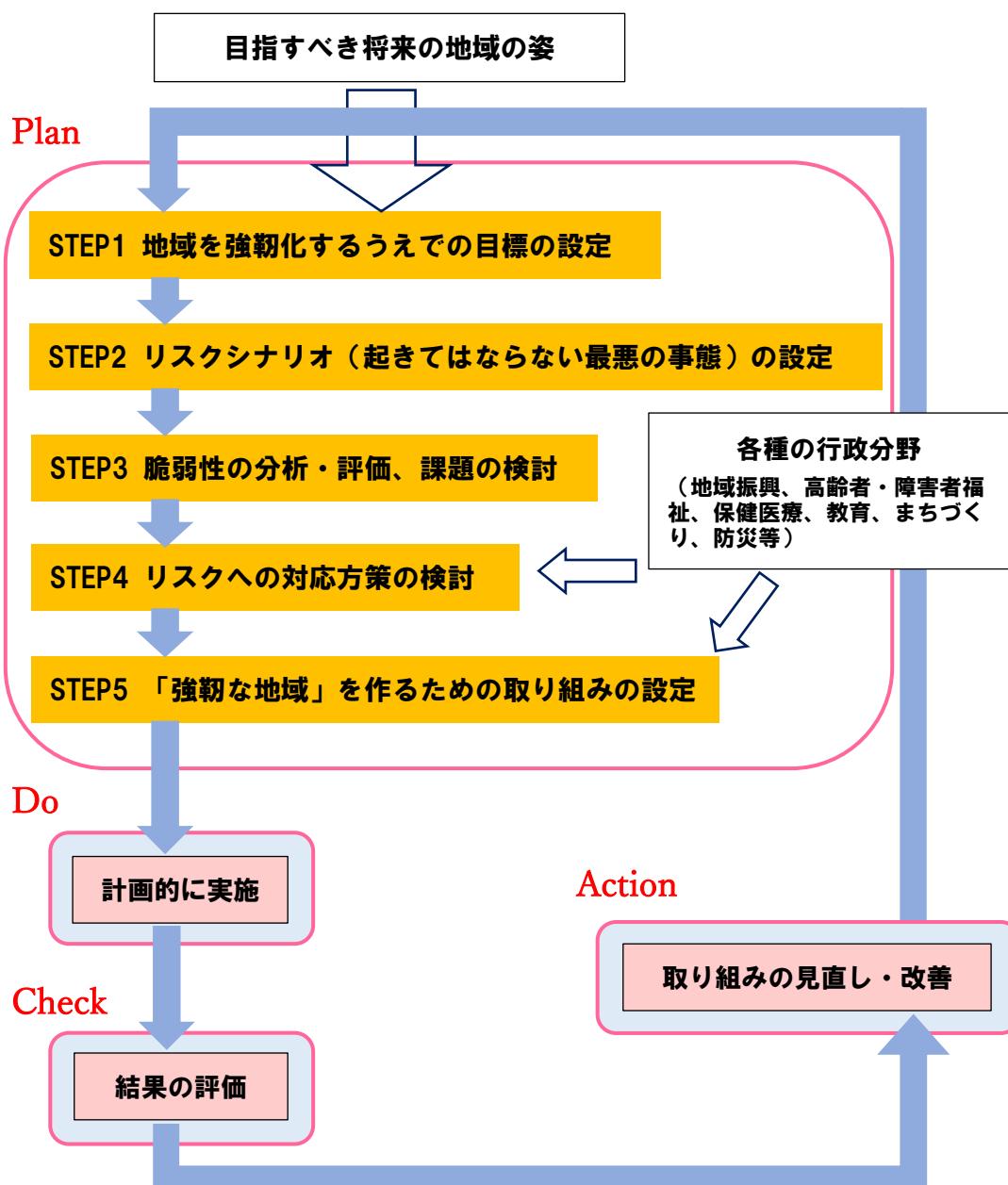
基本目標を具体化

| | | |
|------|---|--|
| 推進目標 | 1 | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる |
| | 2 | 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる |
| | 3 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する |
| | 4 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する |
| | 5 | 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない |
| | 6 | 大規模自然災害発生後であっても、必要最低限の交通ネットワーク等の確保と早期復旧を図る |
| | 7 | 制御不能な二次災害を発生させない |
| | 8 | 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する |

4 目標の実現に向けて

基本目標及び推進目標の実現に支障となる事項として、区の地域特性を踏まえたリスクシナリオを設定し、リスクシナリオ毎に具体的な脆弱性を評価することで課題の整理を行う。そのうえで、リスクへの対応方策を検討し、強靭化のために必要な取り組みを整理することで、各年度の予算に基づき、目標の実現に向けてP D C Aサイクルのもとで事業の推進を行っていく。

また、今後の社会経済情勢の変化や、国や都などの国土強靭化に関する施策の進捗状況等を考慮し、適宜計画の見直しを検討していくものとする。



第1章 地域特性（千代田区の概況）

1 地勢

千代田区は、東京都の東部に位置し、東は中央区、台東区、西は新宿区、南は港区、北は文京区に接している。また、区の中央部に皇居を有し、南部の永田町、霞が関地域は国會議事堂をはじめとする政治の中核、東部には日本のビジネスの拠点である丸の内、大手町地区がある。

区の面積は、 11.66 km^2 である。また、地理的な位置は、東端が東経 139 度 47 分、西端が 139 度 43 分、南端は北緯 35 度 40 分、北端が 35 度 42 分で、東西の長さは約 4.4 km、南北の長さは約 4 km とほぼ正形となっている。

区の地形は、山の手台地と神田川に沿った低地とに大別され、山の手台地の地質は、表面は関東ローム層でおおわれ、低地は沖積層によって成り立っている。

地下水位の高い地質地盤のところでは液状化現象が起こりやすいといわれている。千代田区においては、一部には砂層の地盤が分布しているため、液状化の可能性がある。

区内の河川は、神田川と日本橋川があり、神田川は、井の頭池を水源として、杉並、中野、新宿、文京各区を経て飯田橋からお茶の水、秋葉原を経て隅田川に注いでいる。また、日本橋川は、小石川橋の下流で神田川から分派し、大手町、日本橋を経て隅田川に注いでいる。

2 人口

千代田区の住民基本台帳人口は、令和 4 年 10 月 1 日現在、67,710 人、世帯数は 38,510 世帯となっている。

年齢別人口は、年少人口（0～14 歳）は 9,177 人、生産年齢（15～64 歳）は 47,247 人、老人人口（65 歳以上）は 11,286 人となっている。

また、令和 2 年国勢調査によると、昼間人口は 903,780 人であり、昼夜間人口比率（夜間人口 100 人当たりの昼間人口割合）は 1355.4 と極めて高くなっている。

3 社会基盤・交通

千代田区内には、耐火構造の建築物等が多く、地震による大規模な延焼火災の危険性は低くなっている。そのため、東京都から区内全域について「地区内残留地区」の指定を受けている。しかし、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物等については、震災等による倒壊や損壊の危険性が指摘されており、安全対策が必要である。

また、区民の約 8 割がマンション等の共同住宅に居住しており、各マンションにおける防災対策の推進が必要である。

区内の道路は、大手町・丸の内・有楽町・永田町地域は、中央官庁地区などの大規模な街区で構成され、道路の大部分を都道、国道が占めている。番町地域、富士見地域は比較的大きな街区の周りを区道が取り囲み、都道、国道の割合は少なくなっている。神保町地域、神田公園地域、万世橋地域、和泉橋地域は、国道、都道等の幹線道路に囲まれた街区の中に区道が密集した状態となっている。

区道全体の電線類の地中化（無電柱化）は約30%の整備率となっており、国道・都道のほぼ100%に比べて進んでいない状況にある。災害時における避難経路の確保やライフラインの維持のため、無電柱化をより一層推進していく必要がある。

区内には、JR、地下鉄各線などの鉄道網が整備されており、区全域が鉄道駅からの徒歩圏と利便性が高い。東京駅、秋葉原駅をはじめ、区内11の駅で一日の乗車人員が10万人を超えており（平成30年度注）。

来街者が多い千代田区では、首都直下地震発生時、約59万人の帰宅困難者が発生することが想定されており、混乱を回避するための対策を推進する必要がある。

注 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和元年度以降、乗車人員の大幅な減少があったため、平時である平成30年度の数字を使用



第2章 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

国や東京都が設定するリスクシナリオや千代田区の地域特性を踏まえ、8つの推進目標ごとに、以下24項目のリスクシナリオを設定した。

| 推進目標 | | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） | |
|------|----------------------------------|------------------------|---|
| 1 | 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 | 建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 異常気象等による長期的な浸水・洪水による死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 土砂災害（急傾斜地の崩壊）による死傷者の発生 |
| | | 1-5 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| 2 | 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | | 2-2 | 救助・救急・医療活動等の施設・関係者の絶対的不足、インフラの長期途絶等による機能の麻痺 |
| | | 2-3 | 想定を越える多数かつ長期の帰宅困難者の発生・混亂 |
| | | 2-4 | 疫病・感染症等の大規模発生 |

| | | | |
|---|--|-----|--|
| | | 2-5 | 劣悪な避難者生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 被災等による治安の悪化、社会の混乱 |
| | | 3-2 | 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する | 4-1 | 災害対応に必要な情報通信の麻痺・長期停止 |
| 5 | 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 |
| 6 | 大規模自然災害発生後であっても、必要最低限の交通ネットワーク等の確保と早期復旧を図る | 6-1 | 電気・ガス・上下水道等の施設や設備の破損による供給・機能停止 |
| | | 6-2 | 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| 7 | 制御不能な二次災害を発生させない | 7-1 | 沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺 |
| | | 7-2 | 有害物質の大規模拡散・流出 |
| | | 7-3 | 風評被害等による経済等への甚大な影響 |
| 8 | 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経 | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

| | | | |
|--|----------------------|-----|---|
| | 済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 8-2 | 復旧・復興を担う人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-3 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-4 | インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 8-5 | 被災により貴重な文化財を損失する事態 |

第3章 脆弱性の評価

リスクシナリオをもとに脆弱性を評価し、課題として整理した。

推進目標1：大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

- 区内の耐震化率は、住宅や民間特定建築物等で9割、特定緊急輸送道路沿道建築物で8割を超えており、首都直下地震の発生に備え、特にこれらの耐震性能の低い建築物の所有者に対する財政的な支援や普及啓発を強化し、建築物とその昇降機等の設備について、さらなる耐震化や機能更新を図っていく必要がある。
- 橋梁等は落下することにより道路の通行不能に加え、通行中の車などに被害をもたらすため、着実な点検や措置等を適切に実施する必要がある。
- 災害時に、電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりすることで起こる人的被害やライフラインの遮断等の危険をあらかじめ防止するため、電線類の地中化を推進する必要がある。
- 災害に強い都市への再生を具現化するため、市街地開発事業等により、道路の拡幅、公園や広場等のオープンスペースの確保、災害時の拠点機能の実装等を実施する必要がある。
- 都市基盤を支える道路・公園等は、災害時の応急対策を実施するうえで重要な役割を担うため、閉塞や損壊等の被害を受け、機能不全に陥ることのないよう、道路・公園等の整備の推進や緊急道路障害物除去道路の選定をする必要がある。
- 屋内の家具類の転倒・落下・移動等による死傷者を減少させるため、家具転倒等防止器具の取り付けに関する普及啓発を継続的に行っていく必要がある。
- 市街化、高層化が進んでいる千代田区では、広告物の設置数量が多いのみならず、形態も多様化しているため、大規模地震の際に落下し、歩行者等に被害を与えることがないように対策を施す必要がある。

- 区民や事業者の自助・協助（共助）による、地域が一丸となった災害対応体制を構築するため、自主防災組織等の支援や防災意識の普及啓発、防災教育を推進する必要がある。また、区内居住者の多くがマンション居住者であることを踏まえ、マンションの防災力向上に向けた取り組みを推進する必要がある。

1－2 市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 発災直後から集中する災害対応を効果的に実施するため、迅速な消火・救助活動や避難の妨げとなる緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊を防ぐ取組が必要である。
- 初動期においては消防力が限られることから、初期消火態勢を整備するため、地域における消火器等の適正な管理をする必要がある。
- 発災時における消防力の充実強化を図るため、消防団への入団促進や、財政的な支援を通して消防団活動の充実・強化を図る必要がある。

1－3 異常気象等による長期的な浸水・洪水による死傷者の発生

- 降雨による浸水・洪水の被害の軽減と防止を図るため、河川の改修や雨水の流出抑制に向けた対策を一層推進する必要がある。
- 台風等の水害を起因とする河川氾濫等は、安全な避難確保に向け一定のリードタイムを確保した、迅速かつ的確な情報発信が必要である。
- 浸水・洪水等の大規模水害が区民に与える影響は大きいことから、居住地や在勤地の水害リスクを把握するとともに、自主避難を含む事前避難の重要性を普及啓発する必要がある。
- 浸水が想定される地域に所在する地下空間（地下街等）においては、地上の状況が把握しにくく、避難経路が限定されること等から、水害発生時の防災体制の確立や円滑かつ迅速な避難の確保が必要である。
- 浸水が想定される地域に所在する要配慮者利用施設においては、利用者（要配慮者）の安全確保のため、水害時の防災体制の確立や円滑かつ迅速な避難の確保が必要である。

- 浸水や洪水などの水害時の迅速かつ的確な応急対策活動の定着を図るため、各水防関係機関の連携及び訓練が必要である。

1－4 土砂災害（急傾斜地の崩壊）による死傷者の発生

- 土砂災害の危険が及ぶ区域内に存する建築物においては、土砂の流入等により建物に被害が発生する可能性があることから、建築物の所有者に対する財政的な支援や普及啓発を強化し、さらなる支援を図っていく必要がある。
- 土砂災害の危険が及ぶ区域内に存する建築物においては、利用者（要配慮者）の安全確保のため、土砂災害発生時の防災体制の確立や円滑かつ迅速な避難の確保が必要である。

1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 災害時における必要な情報の不足から起こるパニックの発生防止のため、的確な情報の伝達及び関係機関との情報交換・収集態勢を構築する必要がある。
- 自力での避難が困難な高齢者・障害者が、避難行動がとれずに死傷する事態が発生するおそれがあるため、早期の避難が必要な高齢者や障害者など配慮を必要とする者への的確な情報伝達や避難支援が必要である。
- 千代田区では多数の帰宅困難者の発生が想定されるため、災害時に避難者等が滞留しやすい公園や駅前等に、的確な情報伝達をする必要がある。また、避難者等が自身で情報を取得できるよう Wi-Fi 環境の整備を進める必要がある。
- 災害時の避難行動を迅速に行い、死傷者を最小限にとどめるため、平時から災害を想定した事前行動計画の普及啓発や、地区単位、学校単位での避難訓練等を推進していくことが必要である。

推進目標2：大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を定める必要がある。
また、災害時に救援物資、要員等の緊急輸送が果たせるよう、緊急道路の障害物を除去する態勢を整える必要がある。
- 大規模な自然災害の発生により物資の途絶が生じ、一時的に食料等が足りなくなるおそれや、物資の調達を行えない可能性があるため、被災者へ速やかに食料の配付ができるよう、災害用の食料を備蓄するほか、緊急に食料を調達し得る措置を講じ、食料や生活必需品の確保に努める必要がある。
- 水道施設の破損等により飲料水の供給が停止する場合には、関係機関と連携し、速やかに給水を復旧させるとともに、直ちに応急給水を実施する必要がある。

2-2 救助・救急・医療活動等の施設・関係者の絶対的不足、インフラの長期途絶等による機能の麻痺

- 発災直後から集中する救援物資や人員の迅速な輸送を妨げないよう、緊急輸送道路の沿道建築物等の倒壊を防ぐ取組が必要である。
- 都市基盤を支える道路・公園等は、災害時の救助・救急・医療活動を実施するうえで重要な役割を担うため、閉塞や損壊等の被害を受け、機能不全に陥ることのないよう、道路・公園等の整備の推進や緊急道路障害物除去道路の選定をする必要がある。
- エネルギー供給が途絶した場合も、医療施設や救護所等の機能を可能な限り維持するため、非常用発電機の整備や燃料の確保を推進する必要がある。
- 発災直後の救援・救護活動を円滑に実施するため、日頃から区内の医療機関・医師会等との連携を図り、医療・救急・救助活動に従事する人員や設備の確保に向けた協力体制を構築する必要がある。
- 緊急医療救護所や避難所医療救護所等における医薬品が不足しないよう、必要な数量を確実に備蓄するとともに、都や薬剤師会との協力体制を整備する必要がある。

- 地域の自助・協助（共助）による救護能力を高めるため、地域防災組織における防災リーダーの育成・訓練や、関係団体・学生ボランティア等への支援を推進する必要がある。

2－3 想定を越える多数かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

- 首都直下地震発生時、千代田区では約59万人の帰宅困難者が発生することが想定されている。
混乱回避のため、一時的に帰宅困難者を受け入れるための場所を確保することや、区民・事業者等に事前の周知を図り、従業員の施設内待機の徹底や3日間程度の食料等の備蓄の推進が必要である。
- 公共交通機関が運行を停止した場合には、区内主要駅の周辺へ多くの帰宅困難者が滞留するおそれがあるため、円滑な避難・誘導の仕組みを構築する必要がある。
- 混乱を防止し、安全を確保するため、情報収集を行い、防災行政無線や各種SNS等、多様な手段で正確な情報を伝達していくことが必要である。

2－4 疫病・感染症等の大規模発生

- 新型インフルエンザ等の新興・再興感染症の拡大を可能な限り抑制し、区民の生命・健康、経済活動等の影響を最小限にするため、サーベイランス・情報収集に当たるとともに、住民への予防接種や情報提供・周知啓発、医療提供体制の整備等、健康危機管理対策を推進する必要がある。
- 食中毒の発生や、ねずみ・衛生害虫等が媒介する感染症の拡大を防ぐため、飲食店やホテル、公衆浴場等の生活衛生関係営業施設への監視指導や、事業者・区民に向けた衛生知識の普及啓発、情報発信を行う必要がある。

2－5 劣悪な避難者生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 被災による劇的な環境の変化は心身に重大な影響を及ぼすおそれがあるため、被災者の生命を守ることができるよう、必要な人員と資器材を確保し、衛生面や健康面、精神面における支援を行う必要がある。
- 避難所において感染症防止や衛生状態の悪化を防ぐ対策を徹底するとともに、要配慮者及び女性等に配慮した避難所運営を行うことができるよう、避難所運営マニュアルを整備することが必要である。

- 通常の避難所での生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、福祉避難所の整備を行うとともに、福祉避難所を迅速かつ円滑に開設・運営することができるよう、各福祉避難所のマニュアルを策定する必要がある。

推進目標3：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災等による治安の悪化、社会の混乱

- 地域における防犯体制の強化のため、防犯意識の啓発活動の充実を図り、犯罪が起きにくいまちづくりを進めることが必要である。
- 災害時は様々な社会的混乱が起こることが予測されるため、平常時から町会・自治会、関係機関等が連携し、区民の生命の安全確保や各種犯罪の予防、取締りや見守り等の体制を構築することが必要である。

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 災害時の拠点となる本庁舎や避難所等、区有施設の耐震性の向上や安全を確保するため、適切な維持管理や改築・改修を計画的に実施する必要がある。
- 災害が発生した際、区は災害対応の主体として重要な役割を担うため、資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、事業継続計画を策定し、その対策を事前に準備しておくことが必要である。また、訓練等により、職員のリスク管理・危機管理力向上の取組を強化する必要がある。

推進目標4：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4－1 災害対応に必要な情報通信の麻痺・長期停止

- テレビ・ラジオ放送が中断した場合にも、遅滞なく広範に災害情報を発信するため、防災行政無線をはじめ、公衆無線LANや各種SNS等、情報伝達手段の多重化を図る必要がある。
- 災害発生時の情報通信機能を維持するため、非常用バッテリーや発電設備等の資機材の整備・管理が必要である。
- ビルやマンション等により、防災行政無線の放送が聞き取りにくくなっている地域や、無線設備の設置が難しい地域に対しても、災害対応に必要な情報を確実に伝達するため、代替の情報伝達手段や、設備の改善等を検討する必要がある。
- 外国人の在住者や来街者に対しても、必要な情報が十分行き渡るよう、多言語での情報提供体制を整備する必要がある。

推進目標5：大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5－1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- 緊急輸送道路については、物資の輸送、復旧・復興に極めて重要であることから、災害時の建物倒壊による道路閉塞を防止するため、沿道建築物の耐震化を促進することが必要である。
- 橋梁等は落下することにより、道路の通行不能等、道路交通ネットワーク機能を阻害し、供給網の機能不全に結びつくため、着実な点検や措置等を適切に実施する必要がある。
- 都市基盤を支える道路は、物資輸送等を実施するうえで欠かせないインフラ設備であるため、閉塞や損壊等の被害を受け、供給網の機能不全に陥ることのないよう、道路整備の推進や緊急道路障害物除去道路の選定をする必要がある。

- 災害時においても区の経済を停滞させることなく、経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、事業者の事業継続性の確保に向けた支援をする必要がある。

推進目標6：大規模自然災害発生後であっても、必要最低限の交通ネットワーク等の確保と早期復旧を図る

6-1 電気・ガス・上下水道等の施設や設備の破損による供給・機能停止

- 大規模災害時の被害を軽減できるよう、関係機関への働きかけ等、ライフラインを停止させないための耐震化の取組を強化する必要がある。
- 水道施設の破損等により飲料水の供給が停止する場合には、関係機関と連携し、速やかに給水を復旧させるとともに、直ちに応急給水を実施する必要がある。
- 電力及び燃料の確保について、各事業者や他自治体と協力体制を構築し、非常時の連携を強化する必要がある。

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

- 発災直後から集中する災害対応を効果的に実施するため、迅速な消火・救助活動や避難の妨げとなる緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊を防ぐ取組が必要である。
- 橋梁等は落下することにより道路の通行不能に加え、通行中の人や車などに被害をもたらすため、着実な点検や措置等を適切に実施する必要がある。
- 都市基盤を支える道路が、閉塞や損壊等の被害を受け、機能不全に陥ることのないよう、道路整備の推進や緊急道路障害物除去道路の選定をする必要がある。
- 緊急物資等の配送拠点である広域輸送基地を補完するため、日本橋川や神田川等において水上輸送基地となる防災船着場を整備し、関係機関と連携して運用していく必要がある。
- 被災後の道路等の円滑な復旧・復興を進めるうえで重要となる土地境界等の情報を整備する必要がある。

推進目標7：制御不能な二次災害を発生させない

7-1 沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺

- 区内の耐震化率は、住宅や民間特定建築物等で9割、特定緊急輸送道路沿道建築物で8割を超えており、依然として残存する旧耐震基準の建物の倒壊により起こる交通被害を抑止するため、建築物の所有者に対する財政的な支援や普及啓発を強化し、さらなる耐震化を図っていく必要がある。
- 橋梁等は落下することにより道路の通行不能等、道路交通ネットワーク機能を阻害するため、着実な点検や措置等を適切に実施する必要がある。
- 災害時に、電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりすることで道路閉塞が生じ、交通麻痺を誘発することから、電線類の地中化を推進する必要がある。
- 細分化された土地や狭隘道路では沿道で建物倒壊が起きた際、道路をふさぎ交通麻痺を誘発することから、市街地開発事業等を推進し、道路の拡幅、公園や広場等のオープンスペースの確保等を実施し、交通への被害の軽減に向けた災害に強いまちづくりを進めていく必要がある。
- 都市基盤を支える道路は、閉塞や損壊等の被害を受け、機能不全に陥ることで、道路渋滞等の交通麻痺が発生することから、道路整備の推進や緊急道路障害物除去道路の選定をする必要がある。

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

- 事故・災害が発生した場合の環境汚染による被害を回避・軽減するため、事業者の有害物質の取り扱いについて監視・指導していく必要がある。
- 地震における毒物・劇物の落下転倒による流出事故防止のため、平時から保管場所の点検及び必要な応急的保安措置の実施指導を行う必要がある。
- 自然災害や大規模火災による降灰等が原因となる健康被害の低減のため、必要な資材の充実や関係機関との体制構築を行う必要がある。

7 – 3 風評被害等による経済等への甚大な影響

- 災害時における必要な情報の不足から起こるパニックの発生時においては、不適切な情報が流布し、社会秩序の混乱を招くおそれがあるため、情報発信体制と情報取得環境の両面から整備をする必要がある。
- 災害時における区のイメージの迅速な回復のため、シティプロモーションの向上を図り、区の魅力や安全性を積極的に発信する必要がある。

推進目標8：大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8 – 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大量に発生する災害廃棄物によって地域の復旧・復興が妨げられないよう、事前に処理計画を定める必要がある。
- がれき等の効率的な廃棄物処理のため、対応マニュアルを整備するとともに、処理に必要な協力体制を構築する必要がある。

8 – 2 復旧・復興を担う人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害時に関係機関の支援活動を円滑に受けられるよう、応援要請時のルールや役割分担、支援団体の活動拠点となる施設等を明確化しておく必要がある。
- 復旧・復興を担う人材等の確保に向け、災害時における連携協定締結団体の拡充を図っていく必要がある。
- 区民や事業者の自助・協助（共助）による、地域が一丸となった復旧・復興体制を構築するため、地域防災組織等の支援や防災意識の普及啓発、防災リーダーの育成等を推進する必要がある。
- 被災者の生活再建を速やかに実現するため、支援業務に精通した職員の育成・訓練等、体制の整備が必要である。

8 – 3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、区民・事業所・行政等が連携して相互に協力する体制を構築することで、災害に強い地域コミュニティづくりを推進する必要がある。
- 被災後に早期かつ的確に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する等、迅速な都市復興への取組を強化する必要がある。
- 要配慮者の救援・救護が円滑に行えるよう、地域における平常時からの見守り体制を構築するとともに、実践的な救護体制を整備する必要がある。
- 地域における防犯体制の強化のため、防犯意識の啓発活動の充実を図り、犯罪が起きにくいまちづくりを進めることが必要である。
- 災害時は様々な社会的混乱が起こることが予測されるため、平常時から町会・自治会、関係機関等が連携し、区民の生命の安全確保や各種犯罪の予防、取締りや見守り等の体制を構築することが必要である。

8 – 4 インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 橋梁等の落下により道路の通行が妨げられ、復旧・復興に遅れが生じることのないよう、着実な点検や措置等を適切に実施する必要がある。
- 発災後の復旧・復興を迅速に進めるため、物資や人員の輸送等の妨げとなる緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊を防ぐ取組が必要である。
- 都市基盤を支える道路・公園等は、復旧・復興を進めるうえで重要な役割を担うため、閉塞や損壊等の被害を受け、機能不全に陥ることのないよう、道路・公園等の整備の推進や緊急道路障害物除去道路の選定をする必要がある。
- 災害時に、電柱が倒れたり、電線が垂れ下がったりすることで起る人的被害やライフラインの遮断等の危険をあらかじめ防止するため、電線類の地中化を推進する必要がある。

- 大規模災害により、住家の滅失等を招く可能性があることから、恒久的な住宅を確保するまでの生活の基盤となる応急仮設住宅の確保等、被災者の生活再建に向けた取り組みを推進する必要がある。
- 被災後の道路等の円滑な復旧・復興を進めるうえで重要な土地境界等の情報を整備する必要がある。

8 – 5 被災により貴重な文化財を損失する事態

- 重要な文化財の破損・焼失を防ぐため、文化財保護に関する計画を策定し、災害へ備えることが必要である。
- 文化財が地域における重要な財産であることを日頃より啓発し、意識の醸成を図ることが必要である。

第4章 強靭化に向けた取組

脆弱性評価の結果を踏まえ、それぞれのリスクシナリオを回避し、「強靱な地域」を作るための取組を整理した。

推進目標1：大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

| | |
|--|-------|
| ○建物の耐震化促進 <p>耐震性能を満たしていない建築物の所有者が耐震診断や耐震改修等を行う場合、それらの費用の一部を助成する。 また、学校、共同住宅及び大規模事務所等の特定建築物の、建築物・防火設備・建築設備・昇降機等について、定期調査・検査の報告を所有者又は管理者から受け、その報告内容に応じて改善指導を行う。</p> | 建築指導課 |
| ○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化 <p>地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路・輸送路が確保された災害に強いまちづくりを目指し、特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計・耐震改修等に要する費用を助成する。</p> | 建築指導課 |
| ○中小企業に対する商工融資 <p>小規模災害等の復旧及び建築物の耐震改修を行う中小企業に対し、資金の融資あっせんを行う。</p> | 商工観光課 |
| ○道路・橋梁の耐震補強・補修等 <p>災害時の緊急輸送活動を円滑に推進するため、区が管理している橋梁の点検調査を定期的に実施し、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行う。また、計画に基づき道路の整備や橋梁の補修補強工事を施工する。</p> | 道路公園課 |

| | |
|--|------------|
| ○電線類地中化の推進 | 道路公園課 |
| 災害時の救助救援活動の円滑化を図るとともに、電力の安定供給と通信の信頼性向上を図るため、電線類の地中化を推進する。 | |
| ○市街地再開発事業の推進 | 地域まちづくり課 |
| 市街地再開発事業を通して、細分化された土地を広く統合し、中高層の不燃共同建築物に建て替え、あわせて公園・緑地・広場・街路などの公共施設等を確保することによって、災害に強い安全で快適な街づくりを行う。 | |
| ○公園・児童遊園の整備 | 道路公園課 |
| 区内都市公園、児童遊園の改修・整備に合わせ、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど防災機能の向上を図り、災害時の円滑な避難活動や救援・復旧活動を補完する場所を確保する。 | |
| ○緊急道路障害物除去道路の選定等 | 道路公園課 |
| 負傷者の搬送や食料、応急資器材の搬入などの救援救護活動を円滑に実施するため、緊急道路障害物除去道路の選定、緊急道路障害物除去態勢、道路障害物の除去を行う。 また、区内建設業団体との協定等により道路啓開用の車両及び資器材の確保や緊急時を想定し、土木防災協会との連絡態勢訓練を実施する。 | |
| ○家具類の転倒・落下・移動防止器具取り付けの普及啓発 | 災害対策・危機管理課 |
| 地震などで家具類が転倒・落下・移動しないよう、家具転倒防止器具の取り付けについて、普及啓発を行う。 | |
| ○広告物の改善指導 | 環境まちづくり総務課 |
| 広告物の落下等による事故を防ぐため、道路上への広告物の適正な設置及び定期点検について改善指導を行う。 | |
| ○防災意識の普及・啓発 | 災害対策・危機管理課 |
| 防災パンフレット等の作成・配布や地震体験車の運行を通じて、防災意識の普及啓発を図る。また、地域防災力の向上を目指し、地区防災活動、地区防災計画・コミュニティタイムラインの作成などに対し、助言や補助事業などの支援を行 | |

| | |
|---|---|
| <p>うとともに、マイタイムラインの作成や物資の備蓄についてホームページや訓練等を通じて伝えていく。</p> <p>○防災体験学習や救命講習の実施 子どもの頃からの防災教育推進のため、区内すべての小学校で防災学習施設を活用した体験学習の実施、全中学校・中等教育学校で救命講習会を行うなど、様々な防災教育・訓練を実施する。</p> <p>○マンション防災計画策定促進等 まちみらい千代田と連携し、マンションにおける防災対策の推進のため、防災計画策定の促進、災害用資器材等購入費用助成、AED設置、エレベーター非常用備蓄キャビネットの配布、防災訓練の支援を行う。</p> <p>○エレベーター等移動手段等の安全確保に対する助成 まちみらい千代田と連携し、マンション居住者の移動手段等安全性確保のため、共用階段に「手すり」等を設置した場合、エレベーターに①「地震時管制運転装置」や②「戸開走行保護装置」を新たに設置した場合、①・②の装置に加えて「停電時自動着床装置」の設置を含むエレベーター更新を行った場合、防犯カメラを設置した場合についてその費用の一部を助成する。</p> <p>○区営・区民住宅自衛消防訓練の実施 区営・区民住宅居住者による自衛消防訓練を実施する。</p> | <p>指導課</p> <p>災害対策・危機管理課</p> <p>災害対策・危機管理課</p> <p>住宅課</p> |
|---|---|

1 – 2 市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

| | |
|--|--------------|
| <p>○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（再掲） 地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路・輸送路が確保された災害に強いまちづくりを目指し、特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計・耐震改修等に要する費用を助成する。</p> | <p>建築指導課</p> |
|--|--------------|

| | |
|--|------------|
| ○消火器の配備・保守管理 | 災害対策・危機管理課 |
| 災害時における初期消火態勢整備のため、区内全域に消火器を配備し、保守管理を行う。 | |

| | |
|--|------------|
| ○消防団に対する支援 | 災害対策・危機管理課 |
| 消防団活動の充実を図り、区の防災活動をより確固たるものとするため、地域防災活動において重要な一翼を担う消防団に対し、活動に対する助成及び装備助成を行う。 | |

1 – 3 異常気象等による長期的な浸水・洪水による死傷者の発生

| | |
|---|------------|
| ○河川の維持管理 | 道路公園課 |
| 大雨洪水による被害を未然に防ぐため、毎年、日本橋川・神田川の護岸等の点検を行い傷んだ箇所の補修を行うとともに、区内3か所の防災船着場の清掃・点検、河川情報システム及び雨量計の運用、西神田仮排水機所の保守・点検を行う。 | |
| ○雨水流出抑制施設の指導 | 道路公園課 |
| 大雨洪水による被害を未然に防ぐため、水害発生地域の路上へ土のう配置、大雨洪水警報発表時の水防活動の実施、透水性舗装の洗浄、浸透ます及び雨水ますの清掃などを必要に応じて行う。また、全公共施設・民間施設（敷地面積500m ² 以上）への雨水流出抑制施設計画提出の義務付けと施設整備指導を行う。 | |
| ○災害情報の収集・伝達手段の多様化 | 災害対策・危機管理課 |
| 区民の安全・安心確保のため、災害時においては、有用な情報を素早く集め、情報伝達を迅速かつ正確に行う必要があることから、より有効な災害情報の収集・伝達手段を検討する。 | |
| ○避難確保・浸水防止計画作成の促進等（水防法） | 災害対策・危機管理課 |
| 水防法の規定に基づき、区地域防災計画において浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者利用施設を指定し、避難確保（・浸水防止）計画の作成・提出を義務付けていることか | |

ら、逃げ遅れによる人的被害を発生させないようにするため、すべての指定施設に整備させる。

また、荒川・日本橋川・神田川の浸水想定区域見直し等を踏まえて、既存のハザードマップを改定し、配布・周知する。

○水防訓練の実施

洪水高潮等による河川の氾濫並びに台風や集中豪雨に伴う都市型水害による被害を軽減するため、消防署・消防団等の防災機関と連携して訓練を実施する。

道路公園課

災害対策・危機管理課

1－4 土砂災害（急傾斜地の崩壊）による死傷者の発生

○土砂災害特別警戒区域内建築物の安全対策工事助成制度

土砂災害特別警戒区域内に建築物がある場合、土砂災害が発生した際に、土砂の流入等により建物に被害が生じる可能性があるため、土砂災害特別警戒区域内の既存建築物等に対して、安全対策工事を行う場合、工事費用の一部を助成する。

建築指導課

○避難確保・浸水防止計画作成の促進等（土砂災害防止法）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき、区地域防災計画において土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を指定し、避難確保計画の作成・提出を義務付けていることから、逃げ遅れによる人的被害を発生させないようにするため、すべての指定施設に整備させる。また、土砂災害警戒区域等の指定を踏まえて、既存のハザードマップを改定し、配布・周知する。

災害対策・危機管理課

1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○防災行政無線の維持管理

防災行政無線関連機器の維持管理及び充実強化を行う。また、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道の区立公園等に情報提供機器の検討・設置を行う。

災害対策・危機管理課

| | | |
|------------------------|--|---|
| ○安全・安心メールの配信 | 災害時やその他の事件等が発生したときに「火災情報や避難情報等、災害に関する情報」、「子どもたちの安全・安心に関する情報」、「健康に関する情報」、「消費生活トラブルに関する情報」等を安全・安心メールにより配信し、区民の安全・安心を確保する。 | 子ども総務課 地域保健課 消費生活センター 安全生活課 環境政策課 災害対策・危機管理課 |
| ○要配慮者の平常時からの救援・救護体制の整備 | 日常的な地域の見守りや異変時の緊急支援、災害時救援・安否確認体制を強化するため、任意登録方式により、「安心生活見守り台帳」を整備する。 この台帳の中で、「要配慮者」の定義に該当する者たち、避難行動に支障がある者を「避難行動要支援者名簿」としてまとめ、要配慮者の救援・救護が円滑に行えるよう、地域における平常時からの見守り体制を構築するとともに、実践的な救護体制を整備し、関係部署で必要な情報を共有・活用する。 また、避難行動要支援者や地域の見守り活動を担う民生・児童委員に防災ラジオ等を配付することで、災害時に配慮が必要な方々への情報伝達を円滑に行い、迅速な避難行動を支える。 | 障害者福祉課 在宅支援課 出張所 災害対策・危機管理課 |
| ○公衆無線LAN整備の推進 | 災害時に発生する一時的な電話回線の不通に備え、情報収集や安否確認情報の伝達・取得のため、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道等に公衆無線LAN環境の整備を推進する。 | 商工観光課 IT推進課 災害対策・危機管理課 |
| ○防災意識の普及啓発（再掲） | 防災パンフレット等の作成・配布や地震体験車の運行を通じて、防災意識の普及啓発を図る。また、地域防災力の向上を目指し、地区防災活動、地区防災計画・コミュニティタイムラインの作成などに対し、助言や補助事業などの支援を行うとともに、マイタイムラインの作成や物資の備蓄についてホームページや訓練等を通じて伝えていく。 | 災害対策・危機管理課 |

| | |
|---|------------|
| ○地域防災組織に対する支援 | 災害対策・危機管理課 |
| <p>地域防災組織に対し、必要資器材の提供及び資器材の整備補助や町会単一又は複数の町会が合同で、消防署及び区と防災訓練を実施することにより、地域における防災力の向上と自主防災体制の確立・強化を図る。</p> | |
| ○学校防災計画の策定、見直し | 子ども総務課 |
| <p>東日本大震災の教訓を踏まえ改定した学校防災計画に基づく予防計画を推進する。また、作成した計画の点検・修正をするとともに、避難訓練の実施や検証を併せて実施し、実効性を高める。</p> | |

推進目標2：大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

| | |
|---|------------|
| ○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（再掲） 地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路・輸送路が確保された災害に強いまちづくりを目指し、特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計・耐震改修等に要する費用を助成する。 | 建築指導課 |
| ○緊急道路障害物除去道路の選定等（再掲） 負傷者の搬送や食料、応急資器材の搬入などの救援救護活動を円滑に実施するため、緊急道路障害物除去道路の選定、緊急道路障害物除去態勢、道路障害物の除去を行う。 また、区内建設業団体との協定等により道路啓開用の車両及び資器材の確保や緊急時を想定し、土木防災協会との連絡態勢訓練を実施する。 | 道路公園課 |
| ○備蓄物資の整備 避難所で3日間過ごすことのできる食糧や生活必需品、医薬品などの整備に加えて、出張所、高齢者施設、保育園・児童館、学校等の施設利用者のための備蓄物資を整備する。 | 災害対策・危機管理課 |
| ○家庭での日常備蓄の推進 各家庭においても3日間自宅で過ごすことのできるよう、食糧や生活必需品を日頃から備蓄することの重要性を啓発する。 | 災害対策・危機管理課 |
| ○各防災マニュアルの整備 大規模災害発生時に他の地方公共団体や民間事業者等からの人的・物的支援を円滑に受け入れられるよう、応援要請や応援受入の体制・手順等を定めるなど、必要に応じて各種マニュアルの見直しを実施する。また、災害に伴う通常業務の停止により区民生活に大きな影響を及ぼさないようにするために、優先して実施すべき業務の特定や業務執行体制の確立など必要に応じてBCPの改定を実施する。 | 災害対策・危機管理課 |

| | |
|--|------------|
| <p>○災害時応援協定締結団体等との連携強化</p> <p>応援協定を締結している団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図るとともに、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行う。</p> | 災害対策・危機管理課 |
| <p>○ライフライン関係機関への働きかけ</p> <p>災害時に水道の供給が停止した場合に備え、都と連携し、応急給水槽及び応急給水栓等による給水態勢づくりを推進する。また、電気設備、上下水道やガスの耐震化の促進について、都をはじめとする関係機関に連絡会議等を通じて働きかけを行う。</p> | 災害対策・危機管理課 |

2－2 救助・救急・医療活動等の施設・関係者の絶対的不足、インフラの長期途絶等による機能の麻痺

| | |
|---|-------|
| <p>○建物の耐震化促進（再掲）</p> <p>耐震性能を満たしていない建築物の所有者が耐震診断や耐震改修等を行う場合、それらの費用の一部を助成する。</p> <p>また、学校、共同住宅及び大規模事務所等の特定建築物の、建築物・防火設備・建築設備・昇降機等について、定期調査・検査の報告を所有者又は管理者から受け、その報告内容に応じて改善指導を行う。</p> | 建築指導課 |
| <p>○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（再掲）</p> <p>地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路・輸送路が確保された災害に強いまちづくりを目指し、特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計・耐震改修等に要する費用を助成する。</p> | 建築指導課 |
| <p>○道路・橋梁の耐震補強・補修等（再掲）</p> <p>災害時の緊急輸送活動を円滑に推進するため、区が管理している橋梁の点検調査を定期的に実施し、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行う。また、計画に基づき道路の整備や橋梁の補修補強工事を施工する。</p> | 道路公園課 |

| | |
|---|---------------------|
| ○公園・児童遊園の整備（再掲） | 道路公園課 |
| <p>区内都市公園、児童遊園の改修・整備に合わせ、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど防災機能の向上を図り、災害時の円滑な避難活動や救援・復旧活動を補完する場所を確保する。</p> | |
| ○緊急道路障害物除去道路の選定等（再掲） | 道路公園課 |
| <p>負傷者の搬送や食料、応急資器材の搬入などの救援救護活動を円滑に実施するため、緊急道路障害物除去道路の選定、緊急道路障害物除去態勢、道路障害物の除去を行う。</p> <p>また、区内建設業団体との協定等により道路啓開用の車両及び資器材の確保や緊急時を想定し、土木防災協会との連絡態勢訓練を実施する。</p> | |
| ○災害時医療体制の整備 | 地域保健課 災害対策・危機管理課 |
| <p>大規模な災害の発生に備え、関係機関による会議体の設置・開催、災害時医療救護訓練の実施、緊急医療救護所用医薬品・資器材の備蓄等、関係機関が連携した実効性の高い医療救護体制整備を推進する。</p> | |
| ○地域防災組織に対する支援（再掲） | 災害対策・危機管理課 |
| <p>地域防災組織に対し、必要資器材の提供及び資器材の整備補助や町会単一又は複数の町会が合同で、消防署及び区と防災訓練を実施することにより、地域における防災力の向上と自主防災体制の確立・強化を図る。</p> | |
| ○地域防災リーダーの育成 | 災害対策・危機管理課 |
| <p>地域における防災リーダー育成のため、防災士資格の取得補助等を行うとともに、地域の防災力向上のため、地区防災活動に対し助言や補助事業などの支援を行っていく。</p> | |
| ○消防団に対する支援（再掲） | 災害対策・危機管理課 |
| <p>消防団活動の充実を図り、区の防災活動をより確固たるものとするため、地域防災活動において重要な一翼を担う消防団に対し、活動に対する助成及び装備助成を行う。</p> | |

| | |
|--|-----------------------------|
| <p>○学生ボランティア講座の開設等</p> <p>社会福祉協議会と連携し、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、災害ボランティアセンターの機能強化や災害ボランティアコーディネーターの養成のための学習会や訓練を実施する。また、大学等の協助の意識を高めるために、学生ボランティアの避難所防災訓練等への参加を促すとともに学生ボランティア講座への参加協力をを行う。</p> | <p>福祉総務課 災害対策・危機管理課</p> |
|--|-----------------------------|

2 – 3 想定を越える多数かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

| | |
|---|-------------------|
| <p>○帰宅困難者等一時受入施設の確保</p> <p>帰宅困難者の発生を抑制できるよう日頃から事業者等へ建物内に留まることを呼びかけるとともに、来街者など留まるべき建物がない者が一時避難できるよう民間施設を確保する。また、帰宅困難者における要配慮者について、東京都や帰宅困難者対策地域協力会等関係機関と連携し、対応を推進していく。</p> | <p>災害対策・危機管理課</p> |
| <p>○帰宅困難者対策地域協力会に対する支援</p> <p>帰宅困難者対策地域協力会の活動推進のため、助成制度等を整備し、支援していく。</p> | <p>災害対策・危機管理課</p> |
| <p>○各事業者における備蓄の確保</p> <p>事業者へ従業員等が施設内に留まることができるよう、3日分の飲料水・食料の備蓄に努めることを啓発していく。</p> | <p>災害対策・危機管理課</p> |
| <p>○事業所による災害用備蓄物資購入助成</p> <p>企業・事業所等に対し、従業員や顧客のために備蓄する物資の費用を一部助成し、事業所等の自助を向上させる。</p> | <p>災害対策・危機管理課</p> |
| <p>○帰宅困難者対応訓練の実施</p> <p>災害時における事業所の責務である自助・協助の精神を認識してもらい、防災意識、地域防災力の向上を図るために、帰宅困難者地域協力会と区等が協力し、帰宅困難者に対する情報提供や飲料水等の支援及び避難誘導、救助・救護に対する訓練等を実施する。</p> | <p>災害対策・危機管理課</p> |

| | |
|--|------------------------------|
| ○周辺自治体との連携 無線通信等の訓練連携や救援物資の配布等、周辺自治体と災害時における帰宅困難対策に関する連携を図る。 | 災害対策・危機管理課 |
| ○防災行政無線の維持管理（再掲） 防災行政無線関連機器の維持管理及び充実強化を行う。また、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道の区立公園等に情報提供機器の検討・設置を行う。 | 災害対策・危機管理課 |
| ○公衆無線LAN整備の推進（再掲） 災害時に発生する一時的な電話回線の不通に備え、情報収集や安否確認情報の伝達・取得のため、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道等に公衆無線LAN環境の整備を推進する。 | 商工観光課 IT推進課 災害対策・危機管理課 |

2-4 疫病・感染症等の大規模発生

| | |
|---|-------------------------|
| ○関係機関との協力・連携の強化 健康危機発生に備え、健康危機管理対策会議を開催し、関係行政機関や公共団体との協力・連携を強化する。また、健康危機管理対策のシミュレーションを行う。 | 地域保健課 |
| ○予防接種の推進 予防接種に関する最新の情報を区民や医療機関に提供するとともに、効果的な予防接種については独自の助成を推進する。また、主治医と相談の上、区民が自ら接種スケジュールを管理できるような環境を整備する。 | 健康推進課 |
| ○生活衛生関係営業施設への監視指導 飲食店、旅館・ホテル、公衆浴場等の生活衛生関係営業施設の安全と衛生を確保するため、生活衛生関係営業施設への監視指導を実施する。 | 生活衛生課 |
| ○感染症や食中毒予防の普及啓発 ホームページや講習会等を通じて、感染症や食中毒予防についての衛生知識の普及啓発を図る。さらに、健康危機が発 | 地域保健課 生活衛生課 健康推進課 |

生した場合は、安全・安心メール等あらゆる情報伝達手段を用い、より迅速かつ正確な情報を発信する。

2－5 劣悪な避難者生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

| | |
|--|-------------------------------------|
| ○避難者健康管理の態勢づくり 長引く避難所生活の衛生面や健康面、精神面における支援のために、医療救護班や衛生、保健班等を編成し、避難者の健康管理や健康相談・感染症予防などの巡回診療等をすべての避難所等で行い、避難者の生命を再び危機にさらさない災害時の医療救護体制を整備する。 | 地域保健課 |
| ○女性・要配慮者等の視点からの防災対策 女性視点など多様性にも配慮した防災対策を推進するため、避難所運営協議会等の地域防災組織及び日常的な防災活動への女性の参加を促進する。さらに、L G B T s や地域社会の多様性を反映するため、幅広い層の参加を促進していく。また、高齢者、子ども、障害者等要配慮者である災害弱者に配慮した、避難所運営マニュアルの改定や備蓄物資の充実を図る。 | 福祉総務課 国際平和・男女平等人権課 災害対策・危機管理課 |
| ○福祉避難所の運営体制の整備 福祉避難所を迅速かつ円滑に開設・運営するため、収容定員数を定め、必要な備蓄物資等を整備するとともに、各福祉避難所のマニュアルを作成する。 また、マニュアル等に基づく福祉避難所開設・運営訓練を定期的に実施することにより運営態勢を整え、災害時の円滑な対応を実現する。 | 福祉総務課 災害対策・危機管理課 |

推進目標3：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災等による治安の悪化、社会の混乱

| | |
|--|------------------------------|
| ○防犯意識の向上 <p>社会を明るくする運動等の取り組みを通じて、犯罪や非行の防止について啓発を行うとともに、関係機関と連携のうえ子どもへの防犯教育や不審者への対応訓練を行うことで、犯罪のない地域づくりを推進する。</p> | 学務課 指導課 福祉総務課 安全生活課 |
| ○安全パトロールの強化 <p>町会、商店会などの団体が行う自主的な防犯パトロールや防犯カメラの設置を支援するとともに、区においても青色パトロールカーによる安全安心パトロールを実施することで、地域の治安を守る取り組みを推進する。</p> | 安全生活課 |

3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

| | |
|--|-----------------|
| ○区有施設の計画的な改修整備等 <p>災害時の拠点となる本庁舎や避難所等、区有施設が発災時に機能を喪失することのないよう、維持管理や改築・改修等を計画的に推進する。</p> | 各施設主管課 施設経営課 |
| ○各防災マニュアルの整備（再掲） <p>大規模災害発生時に他の地方公共団体や民間事業者等からの人的・物的支援を円滑に受け入れられるよう、応援要請や応援受入の体制・手順等を定めるなど、必要に応じて各種マニュアルの見直しを実施する。また、災害に伴う通常業務の停止により区民生活に大きな影響を及ぼさないようにするために、優先して実施すべき業務の特定や業務執行体制の確立など必要に応じてBCPの改定を実施する。</p> | 災害対策・危機管理課 |
| ○職員訓練等の実施 <p>職員態勢の強化のため、災害対策本部運営訓練、職員別配置制度に基づく担当別訓練や職員救命講習を実施する。ま</p> | 災害対策・危機管理課 |

| | |
|---|-----------------------------|
| <p>た、防災週間や東日本大震災の時期に、防災服の一斉着用を行うとともに、庁内LAN、メールを活用し、職員に対する危機管理情報の提供と共有化を行うことで防災意識を高める。</p> | |
| <p>○初動体制の確保</p> <p>発災時の初動体制の確保のため、安全・安心メール、エリアメールを活用し、職員に対し、災害・危機管理情報の迅速な提供を行う。また、千代田区内に災害対策用職務住宅を整備し、夜間等、職員の勤務時間外に災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合の初動体制にある職員の指揮・監督を行う要員を確保する。</p> | <p>災害対策・危機管理課</p> |
| <p>○危機管理対策本部会議の開催</p> <p>危機管理に対し、より迅速に対応するため、千代田区危機管理対策本部会議の開催、千代田区安全・安心パトロールとの連携、職員の参集態勢を確立させる。</p> | <p>災害対策・危機管理課</p> |
| <p>○電気、水、食料等の確保</p> <p>停電となる事態に対応できるよう、本庁舎や避難所の非常用発電機とその燃料について必要量を検討し、確保しておく。また、区有施設の利用者や職員等のための水、食料等を備蓄しておく。</p> | <p>施設経営課 災害対策・危機管理課</p> |

推進目標4：大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信 機能は確保する

4-1 災害対応に必要な情報通信の麻痺・長期停止

| | |
|---|---|
| ○防災行政無線の維持管理（再掲） 防災行政無線関連機器の維持管理及び充実強化を行う。また、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道の区立公園等に情報提供機器の検討・設置を行う。 | 災害対策・危機管理課 |
| ○安全・安心メールの配信（再掲） 災害時やその他の事件等が発生したときに「火災情報や避難情報等、災害に関する情報」、「子どもたちの安全・安心に関する情報」、「健康に関する情報」、「消費生活トラブルに関する情報」等を安全・安心メールにより配信し、区民の安全・安心を確保する。 | 子ども総務課 地域保健課 消費生活センター 安全生活課 環境政策課 災害対策・危機管理課 |
| ○公衆無線LAN整備の推進（再掲） 災害時に発生する一時的な電話回線の不通に備え、情報収集や安否確認情報の伝達・取得のため、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道等に公衆無線LAN環境の整備を推進する。 | 商工観光課 IT推進課 災害対策・危機管理課 |
| ○災害情報の収集・伝達手段の多様化（再掲） 区民の安全・安心確保のため、災害時においては、有用な情報を素早く集め、情報伝達を迅速かつ正確に行う必要があることから、より有効な災害情報の収集・伝達手段を検討する。 | 災害対策・危機管理課 |
| ○外国人への情報提供の実施 外国人住民・観光客等に対して情報提供できるよう、防災行政無線の多言語放送を行うとともに、メール配信サービスなどの多言語化を推進していく。加えて、外国人が安全な場所に避難するなど適切な防災行動が出来るように多言語によるパンフレット等を作成、配布する。 | 災害対策・危機管理課 |

推進目標5：大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

| | |
|--|------------|
| ○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（再掲） 地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路・輸送路が確保された災害に強いまちづくりを目指し、特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計・耐震改修等に要する費用を助成する。 | 建築指導課 |
| ○道路・橋梁の耐震補強・補修等（再掲） 災害時の緊急輸送活動を円滑に推進するため、区が管理している橋梁の点検調査を定期的に実施し、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行う。また、計画に基づき道路の整備や橋梁の補修補強工事を施工する。 | 道路公園課 |
| ○緊急道路障害物除去道路の選定等（再掲） 負傷者の搬送や食料、応急資器材の搬入などの救援救護活動を円滑に実施するため、緊急道路障害物除去道路の選定、緊急道路障害物除去態勢、道路障害物の除去を行う。 また、区内建設業団体との協定等により道路啓開用の車両及び資器材の確保や緊急時を想定し、土木防災協会との連絡態勢訓練を実施する。 | 道路公園課 |
| ○事業所による災害用備蓄物資購入助成（再掲） 企業・事業所等に対し、従業員や顧客のために備蓄する物資の費用を一部助成し、事業所等の自助を向上させる。 | 災害対策・危機管理課 |

推進目標6：大規模自然災害発生後であっても、必要最低限の交通ネットワーク等の確保と早期復旧を図る

6-1 電気・ガス・上下水道等の施設や設備の破損による供給・機能停止

| | |
|---|------------|
| ○ライフライン関係機関への働きかけ（再掲） 災害時に水道の供給が停止した場合に備え、都と連携し、応急給水槽及び応急給水栓等による給水態勢づくりを推進する。また、電気設備、上下水道やガスの耐震化の促進について、都をはじめとする関係機関に連絡会議等を通じて働きかけを行う。 | 災害対策・危機管理課 |
| ○電線類地中化の推進（再掲） 災害時の救助救援活動の円滑化を図るとともに、電力の安定供給と通信の信頼性向上を図るために、電線類の地中化を推進する。 | 道路公園課 |
| ○災害時応援協定締結団体等との連携強化（再掲） 応援協定を締結している団体等との連絡や情報交換を定期的に行い、必要に応じて協定内容を見直すなど連携体制の強化を図るとともに、新たな関係団体との災害時応援協定の締結に向け協議・調整を行う。 | 災害対策・危機管理課 |

6-2 地域交通ネットワークが分断する事態

| | |
|--|-------|
| ○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（再掲） 地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路・輸送路が確保された災害に強いまちづくりを目指し、特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計・耐震改修等に要する費用を助成する。 | 建築指導課 |
| ○道路・橋梁の耐震補強・補修等（再掲） 災害時の緊急輸送活動を円滑に推進するため、区が管理している橋梁の点検調査を定期的に実施し、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行う。また、計画に基づき道路の整備や橋梁の補修補強工事を施工する。 | 道路公園課 |

| | |
|---|------------|
| ○河川の維持管理（再掲） | 道路公園課 |
| <p>大雨洪水による被害を未然に防ぐため、毎年、日本橋川・神田川の護岸等の点検を行い傷んだ箇所の補修を行うとともに、区内3か所の防災船着場の清掃・点検、河川情報システム及び雨量計の運用、西神田仮排水機所の保守・点検を行う。</p> | |
| ○緊急道路障害物除去道路の選定等（再掲） | 道路公園課 |
| <p>負傷者の搬送や食料、応急資器材の搬入などの救援救護活動を円滑に実施するため、緊急道路障害物除去道路の選定、緊急道路障害物除去態勢、道路障害物の除去を行う。</p> <p>また、区内建設業団体との協定等により道路啓開用の車両及び資器材の確保や緊急時を想定し、土木防災協会との連絡態勢訓練を実施する。</p> | |
| ○地籍調査事業の推進 | 環境まちづくり総務課 |
| <p>被災後の道路等の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査事業により土地境界等（特に官民境界）を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る。</p> | |

推進目標7：制御不能な二次災害を発生させない

| 7-1 沿線・沿道の建物倒壊等による直接的な被害及び交通麻痺 | |
|--|-------|
| ○建物の耐震化促進（再掲） | 建築指導課 |
| <p>耐震性能を満たしていない建築物の所有者が耐震診断や耐震改修等を行う場合、それらの費用の一部を助成する。</p> <p>また、学校、共同住宅及び大規模事務所等の特定建築物の、建築物・防火設備・建築設備・昇降機等について、定期調査・検査の報告を所有者又は管理者から受け、その報告内容に応じて改善指導を行う。</p> | |
| ○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（再掲） | 建築指導課 |
| 地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路・輸送路が確保された災害に強いまちづくりを目指す。 | |

| | |
|---|----------|
| <p>指し、特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計・耐震改修等に要する費用を助成する。</p> | |
| <p>○中小企業に対する商工融資（再掲） 小規模災害等の復旧及び建築物の耐震改修を行う中小企業に対し、資金の融資あっせんを行う。</p> | 商工観光課 |
| <p>○道路・橋梁の耐震補強・補修等（再掲） 災害時の緊急輸送活動を円滑に推進するため、区が管理している橋梁の点検調査を定期的に実施し、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行う。また、計画に基づき道路の整備や橋梁の補修補強工事を施工する。</p> | 道路公園課 |
| <p>○電線類地中化の推進（再掲） 災害時の救助救援活動の円滑化を図るとともに、電力の安定供給と通信の信頼性向上を図るため、電線類の地中化を推進する。</p> | 道路公園課 |
| <p>○市街地再開発事業の推進（再掲） 市街地再開発事業を通して、細分化された土地を広く統合し、中高層の不燃共同建築物に建て替え、あわせて公園・緑地・広場・街路などの公共施設等を確保することによって、災害に強い安全で快適な街づくりを行う。</p> | 地域まちづくり課 |
| <p>○公園・児童遊園の整備（再掲） 区内都市公園、児童遊園の改修・整備に合わせ、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど防災機能の向上を図り、災害時の円滑な避難活動や救援・復旧活動を補完する場所を確保する。</p> | 道路公園課 |
| <p>○緊急道路障害物除去道路の選定等（再掲） 負傷者の搬送や食料、応急資器材の搬入などの救援救護活動を円滑に実施するため、緊急道路障害物除去道路の選定、緊急道路障害物除去態勢、道路障害物の除去を行う。 また、区内建設業団体との協定等により道路啓開用の車両及び資器材の確保や緊急時を想定し、土木防災協会との連絡態勢訓練を実施する。</p> | 道路公園課 |

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

| | |
|---|------------|
| ○事業者への監視指導 公害関係法令の適用を受ける事業者からの災害発生時における有害物質等の大規模流失・拡散等を未然に防止するため、同事業者への立入調査や指導を行う。 | 環境政策課 |
| ○毒物劇物販売業等の登録・監視指導 毒物劇物取扱施設への立入検査や、化学物質の流失の未然防止や対応について事業者への指導等を行う。 | 生活衛生課 |
| ○備蓄物資の整備（再掲） 避難所で3日間過ごすことのできる食糧や生活必需品、医薬品などの整備に加えて、出張所、高齢者施設、保育園・児童館、学校等の施設利用者のための備蓄物資を整備する。 | 災害対策・危機管理課 |
| ○降灰被害軽減及び降灰除去体制づくり 降灰の影響をあらかじめ予測し、被害を軽減するため、降灰被害発生時の降灰情報の伝達、被害状況の把握及び降灰除去等について、体制づくりを行う。 | 災害対策・危機管理課 |

7-3 風評被害等による経済等への甚大な影響

| | |
|---|---|
| ○防災行政無線の維持管理（再掲） 防災行政無線関連機器の維持管理及び充実強化を行う。また、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道の区立公園等に情報提供機器の検討・設置を行う。 | 災害対策・危機管理課 |
| ○安全・安心メールの配信（再掲） 災害時やその他の事件等が発生したときに「火災情報や避難情報等、災害に関する情報」、「子どもたちの安全・安心に関する情報」、「健康に関する情報」、「消費生活トラブルに関する情報」等を安全・安心メールにより配信し、区民の安全・安心を確保する。 | 子ども総務課 地域保健課 消費生活センター 安全生活課 環境政策課 災害対策・危機管理課 |

| | |
|--|------------------------------|
| ○公衆無線ＬＡＮ整備の推進（再掲） 災害時に発生する一時的な電話回線の不通に備え、情報収集や安否確認情報の伝達・取得のため、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道等に公衆無線ＬＡＮ環境の整備を推進する。 | 商工観光課 IT推進課 災害対策・危機管理課 |
| ○シティプロモーション 豊かな「歴史」と「文化」資源を切り口に区の魅力を発信し、観光資源をきっかけに、来街者の回遊性と賑わい向上させることで地域を活性化させ、区民の誇りや生きがいの醸成につなげていく。 | 商工観光課 |

推進目標8：大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

| 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |
|---|---------------------------------|
| ○災害廃棄物処理計画の策定 大規模な災害時に発生する災害廃棄物の処理計画を策定し、迅速かつ適切な処理を行う体制を整えることで、早期の復旧・復興を実現する。 | 千代田清掃事務所 |
| ○がれき処理マニュアルの策定 災害時に発生するがれき等の廃棄物処理について、対応マニュアルを整備するとともに、関係機関との相互連携を進め、効率的に処理をする体制を構築する。 | 道路公園課 千代田清掃事務所 災害対策・危機管理課 |

| 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | |
|--|------------|
| ○各防災マニュアルの整備（再掲） 大規模災害発生時に他の地方公共団体や民間事業者等からの人的・物的支援を円滑に受け入れられるよう、応援要請や応援受入の体制・手順等を定めるなど、必要に応じて各種マニュアルの見直しを実施する。また、災害に伴う通常業務の停止により区民生活に大きな影響を及ぼさないようにするた | 災害対策・危機管理課 |

| | |
|--|---------------------|
| <p>め、優先して実施すべき業務の特定や業務執行体制の確立など必要に応じてB C Pの改定を実施する。</p> | |
| <p>○災害時協力協定の締結 各大学・区内私立小・中・高等学校、専門学校との協定をきっかけに、様々な分野で災害に関する協力関係を築き、連携を深めていく。</p> | 災害対策・危機管理課 |
| <p>○地域防災組織に対する支援（再掲） 地域防災組織に対し、必要資器材の提供及び資器材の整備補助や町会單一又は複数の町会が合同で、消防署及び区と防災訓練を実施することにより、地域における防災力の向上と自主防災体制の確立・強化を図る。</p> | 災害対策・危機管理課 |
| <p>○防災意識の普及・啓発（再掲） 防災パンフレット等の作成・配布や講演会の開催、地震体験車の運行を通じて、防災意識の普及啓発を図る。また、地域防災力の向上を目指し、地区防災活動、地区防災計画・コミュニティタイムラインの作成などに対し、助言や補助事業などの支援を行うとともに、マイタイムラインの作成や物資の備蓄についてホームページや訓練等を通じて伝えていく。</p> | 災害対策・危機管理課 |
| <p>○学生ボランティア講座の開設等（再掲） 社会福祉協議会と連携し、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、災害ボランティアセンターの機能強化や災害ボランティアコーディネーターの養成のための学習会や訓練を実施する。また、大学等の協助の意識を高めるために、学生ボランティアの避難所防災訓練等への参加を促すとともに学生ボランティア講座への参加協力を図る。</p> | 福祉総務課 災害対策・危機管理課 |
| <p>○地域防災リーダーの育成（再掲） 地域における防災リーダー育成のため、防災士資格の取得補助等を行うとともに、地域の防災力向上のため、地区防災活動に対し助言や補助事業などの支援を行っていく。</p> | 災害対策・危機管理課 |
| <p>○防災貢献者表彰の実施等 事業所の防災意識を高めるため、防災への取組みが顕著な企業・団体等を防災貢献者として表彰することや防災に関する</p> | 災害対策・危機管理課 |

る講演会を実施する。また、区内事業所の防災に対する意向・要望・意識等について定期的にアンケートを実施し分析を行う。

○応急危険度判定員講習会等の実施

地震により被災した建築物の余震等による二次被害を防止し、区民等の生命・身体の安全を図るために、発災直後の建築物の被災状況を調査する応急危険度判定員の講習会、連絡協議会の開催及び応急危険度判定員の訓練を実施する。

建築指導課

○生活再建支援態勢の整備

り災証明発行や生活再建支援に係るシステムを適切に維持管理するとともに、運用のための訓練を実施する。

災害対策・危機管理課

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○避難所防災訓練の実施

大規模災害発生時、家屋の倒壊やライフラインの切断などで、自宅で生活することが困難な区民が、主体的に避難所での円滑な運営ができるよう、実践的な避難所開設・運営、実動訓練や図上訓練及び講座形式訓練等、千代田区の地域特性に合わせた避難所防災訓練を行う。

出張所

災害対策・危機管理課

○避難所運営協議会の開催等

避難所では、区民の安定的な避難生活の確保及び円滑な管理運営が行われることが必要であるため、避難所ごとに設置した避難所運営協議会を開催し、マニュアルの見直しや役割分担の再確認などを行う。また、各避難所で3日間を過ごせるだけの食糧や生活必需品、医薬品などの整備に加えて、出張所、高齢者施設、保育園・児童館、学校等の施設利用者のための備蓄物資を整備するとともに避難所の快適性向上のため冷暖房設備等の整備を推進する。

災害対策・危機管理課

○地域防災組織に対する支援（再掲）

地域防災組織に対し、必要資器材の提供及び資器材の整備補助や町会単一又は複数の町会が合同で、消防署及び区と防

災害対策・危機管理課

| | |
|--|--------------------------------------|
| <p>災訓練を実施することにより、地域における防災力の向上と自主防災体制の確立・強化を図る。</p> | |
| <p>○地域防災リーダーの育成（再掲） 地域における防災リーダー育成のため、防災士資格の取得補助等を行うとともに、地域の防災力向上のため、地区防災活動に対し助言や補助事業などの支援を行っていく。</p> | 災害対策・危機管理課 |
| <p>○学生ボランティア講座の開設等（再掲） 社会福祉協議会と連携し、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、災害ボランティアセンターの機能強化や災害ボランティアコーディネーターの養成のための学習会や訓練を実施する。また、大学等の協助の意識を高めるために、学生ボランティアの避難所防災訓練等への参加を促すとともに学生ボランティア講座への参加協力をを行う。</p> | 福祉総務課 災害対策・危機管理課 |
| <p>○マンション防災計画策定促進等（再掲） まちみらい千代田と連携し、マンションにおける防災対策の推進のため、防災計画策定の促進、災害用資器材等購入費用助成、AED設置、エレベーター非常用備蓄キャビネットの配布、防災訓練の支援を行う。</p> | 災害対策・危機管理課 |
| <p>○震災復興計画の作成に向けた情報の整理 災害時の復興都市づくりを円滑に始動し、迅速かつ着実な復興の実現のため、あらかじめ震災復興計画の作成に必要な情報を整理する。</p> | 災害対策・危機管理課 |
| <p>○要配慮者の平常時からの救援・救護体制の整備（再掲） 日常的な地域の見守りや異変時の緊急支援、災害時救援・安否確認体制を強化するため、任意登録方式により、「安心生活見守り台帳」を整備する。 この台帳の中で、「要配慮者」の定義に該当する者たち、避難行動に支障がある者を「避難行動要支援者名簿」としてまとめ、要配慮者の救援・救護が円滑に行えるよう、地域における平常時からの見守り体制を構築するとともに、実践的な救護体制を整備し、関係部署で必要な情報を共有・活用する。</p> | 障害者福祉課 在宅支援課 出張所 災害対策・危機管理課 |

| | |
|---|------------------------------|
| ○防犯意識の向上（再掲） 社会を明るくする運動等の取り組みを通じて、犯罪や非行の防止について啓発を行うとともに、関係機関と連携のうえ子どもへの防犯教育や不審者への対応訓練を行うことで、犯罪のない地域づくりを推進する。 | 学務課 指導課 福祉総務課 安全生活課 |
| ○安全パトロールの強化（再掲） 町会、商店会などの団体が行う自主的な防犯パトロールや防災カメラの設置を支援するとともに、区においても青色パトロールカーによる安全安心パトロールを実施することで、地域の治安を守る取り組みを推進する。 | 安全生活課 |

8 – 4 インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

| | |
|--|-------|
| ○建物の耐震化促進（再掲） 耐震性能を満たしていない建築物の所有者が耐震診断や耐震改修等を行う場合、それらの費用の一部を助成する。 また、学校、共同住宅及び大規模事務所等の特定建築物の、建築物・防火設備・建築設備・昇降機等について、定期調査・検査の報告を所有者又は管理者から受け、その報告内容に応じて改善指導を行う。 | 建築指導課 |
| ○道路・橋梁の耐震補強・補修等（再掲） 災害時の緊急輸送活動を円滑に推進するため、区が管理している橋梁の点検調査を定期的に実施し、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行う。また、計画に基づき道路の整備や橋梁の補修補強工事を施工する。 | 道路公園課 |
| ○特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化（再掲） 地震発生時の建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路・輸送路が確保された災害に強いまちづくりを目指し、特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計・耐震改修等に要する費用を助成する。 | 建築指導課 |
| ○公園・児童遊園の整備（再掲） 区内都市公園、児童遊園の改修・整備に合わせ、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れるなど防災 | 道路公園課 |

| | |
|---|------------|
| <p>機能の向上を図り、災害時の円滑な避難活動や救援・復旧活動を補完する場所を確保する。</p> | |
| <p>○緊急道路障害物除去道路の選定等（再掲） 負傷者の搬送や食料、応急資器材の搬入などの救援救護活動を円滑に実施するため、緊急道路障害物除去道路の選定、緊急道路障害物除去態勢、道路障害物の除去を行う。</p> | 道路公園課 |
| <p>また、区内建設業団体との協定等により道路啓開用の車両及び資器材の確保や緊急時を想定し、土木防災協会との連絡態勢訓練を実施する。</p> | |
| <p>○電線類地中化の推進（再掲） 災害時の救助救援活動の円滑化を図るとともに、電力の安定供給と通信の信頼性向上を図るため、電線類の地中化を推進する。</p> | 道路公園課 |
| <p>○応急仮設住宅建設用地の確保 災害発生における被災者の住まいを確保するため、応急仮設住宅を迅速に供給するにあたっての設置候補場所の選定や区営住宅等の空住戸の有無に関する情報等を整理、確認する。</p> | 住宅課 |
| <p>○地籍調査事業の推進（再掲） 被災後の道路等の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査事業により土地境界等（特に官民境界）を明確にしておくことが重要となるため、調査等のさらなる推進を図る。</p> | 環境まちづくり総務課 |

8 – 5 被災により貴重な文化財を損失する事態

| | |
|---|-------|
| <p>○千代田区文化財保存活用地域計画の策定 文化財保存活用地域計画に文化財の防災・防犯に関する方針等を定めることにより、継続性・一貫性のある文化財の保存及び活用を推進する。</p> | 文化振興課 |
|---|-------|

○文化財保護に関する意識の醸成

文化財の展示や講座の実施に加え、文化財の保護・研究に関する冊子の発行等を通じて、文化財が地域における重要な財産であることを周知・啓発する。

文化振興課